

特定非営利活動法人 きんきウェブ

## 入会及び退会に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 きんきウェブ(以下「きんきウェブ」という)定款第8条の規定に基づき、入会及び退会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会方法)

第2条 きんきウェブに正会員および賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入したものを理事長に提出し、理事会の承認を得た後、遅滞なく入会金及び初回の会費を納入しなければならない。

2 理事会が入会承認後、入会金及び初回の会費の納入を確認し、(正会員の場合)メールにて入会通知を送信する。(賛助会員の場合)賛助会員証を郵送する。いずれも通知の送信及び、発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。

### (退会)

第5条 正会員、賛助会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会する事が出来る。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができる。

(1)退会届を提出したとき

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3)指定の期日までに継続申し込み、及び、会費納入が無かった場合

2 会員は退会届に記載の期日をもってその資格を失うものとする。

3 会員が定款第10条にもとづいて除名された場合には、その除名の期日をもって会員資格を失うものとする。

### (退会時の会費の返還)

第6条 退会時、既に納付済みの会費については、いかなる場合も返還しない。

### 附則

1 この細則は、平成15年5月21日から施行する。

2 この細則は、平成20年10月1日一部改正する。

3 この細則は、平成24年7月9日一部改正する。